



平成 22 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社テークスグループ
(旧社名 株式会社東京衡機製造所)
代表者名 代表取締役社長 山本 勝三
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 取締役副社長 平岡 昭一
(TEL. 042-780-1650)

「第三者委員会」の最終報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 18 日付『「第三者委員会設置」のお知らせ』および同年 6 月 2 日付『「第三者委員会」の中間報告書受領に関するお知らせ』にてお知らせいたしましたとおり、平成 20 年 9 月 1 日に当社取締役会において決議した第三者割当増資に関して発生したインサイダー取引事件に関し、当社監査役会からの要請に基づき「第三者委員会」を設置し、事実関係の調査および評価分析ならびに改善事項の指摘を依頼しておりましたが、本日、当委員会より最終報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

最終報告書の概要は別紙の通りでございます。

当社といたしましては、当委員会の提言を厳粛に受け止め、今後は、第三者割当増資の割当先選定手続きを厳格にし、当社に出資する投資ファンド等の実態把握に努めるとともに、情報管理などコンプライアンスに係る社内規程を厳格に運用し、さらに本業である試験機事業の業績改善をはじめ安定的な収益体制の強化を進め、優良株主の確保に努める所存であります。

本件に関しまして、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以 上

平成22年9月27日

最終報告書(概要)

第三者委員会

委員長 中津川 彰

委員 北野 俊光

委員 渡部 正和

第1 第三者委員会設置の経緯と委託事項

株式会社テークスグループ(平成20年8月31日までの商号は株式会社東京衡機製造所。以下「当会社」という。)の筆頭株主グループを実質的に支配する河野博晶氏(以下単に「K」という。)とその関係者が、平成20年9月1日に当会社取締役会において決議した第三者割当増資の引受けに際し、割当先関係者として入手した情報をもとに増資公表前に当会社株式を購入し、かつ当該増資がリーマン・ショックの影響で一部失権することを知りながら、その公表前に当会社株式を売り抜いて不正の利益を取得したとして金融商品取引法違反(インサイダー取引)容疑で逮捕(平成22年2月25日)された事件(以下「当該事件」あるいは「本事件」という。同年3月17日起訴)に関し、当会社は、監査役会を中心に社内調査・分析を進めた結果、客観性・透明性を確保するためには、外部有識者で構成する「第三者委員会」(以下「当委員会」という。)を設置して、更なる実態調査を依頼することが適当であると判断した。

当委員会設置の目的は、当該事件に係る当会社の諸体制及び当会社役職員の行動等について第三者による公正かつ客観的な視点から調査、分析、評価をし、正すべき点や課題として取り組むべき点の指摘があれば、これを提言し、当会社ではそれを受けて改善措置を講じ、かかる事態を再び発生させることのないよう規律ある経営を実現することである。

具体的には次の事項が調査委託事項とされた。

- ① 当該事件が当会社の第三者割当増資に絡んで起きた背景の調査と評価分析
- ② 当会社及び当会社役職員の情報管理、意思決定プロセスについての調査と評価分析
- ③ 上記①及び②の結果を踏まえた改善事項の指摘

第2 第三者委員会の調査の経緯

当委員会は、平成22年3月18日当会社から上記のとおり委嘱を受け、その後直ちに調査を開始した。

その方法は次のとおりである。

- ① 監査役会提出の平成22年3月17日付けインサイダー取引事件調査第1次報告書(以下「監査役会報告書」という。)の精査確認
- ② 関係資料の調査
- ③ 関係取締役のヒアリング
- ④ 監査役及び関係職員のヒアリング
- ⑤ 監査法人担当者のヒアリング
- ⑥ 本事件の共犯者A氏らのヒアリング

また、Kの弁護団の一員から、Kの起訴後の推移について説明を受けた。

なお、本件インサイダー取引の実行者とされるKからも、事件の経緯や犯行の動機等について直接聴取することが望まれたが、同人は大阪地裁公判継続中の刑事被告人の身であり(平成22年8月末現在身柄拘束中でもある。)、直接聴取が憚られる状況であった。代わって、A氏らのヒアリングその他を通じて、Kに対する起訴事実の把握と起訴後の推移(平成22年8月末現在未開廷)を見守ることに努めた。

調査対象の当会社関係役員は、押し並べて極めて率直、フランクにヒアリングに応じ、かつ資料の提出についても協力的であった。隠し立てするような態度は一切うかがわれず、当委員会としても心おきなく調査に従事することができたことを銘記しておきたい。

また、これらの調査を経て、監査役会報告書が基本的に正鵠を得たものであることが認められた。

第3 第三者委員会の調査結果

1 本事件の特異性

本事件の特異性は、まずもって当会社の筆頭株主グループを実質的に支配する K がインサイダー取引を行ったことにある。したがって、当会社と K との係わりのいかに基本的な前提事実となる。

(1) K と当会社との係わりの経緯

当会社は、平成19年2月、オカザキファンド投資事業有限責任組合（以下「オカザキファンド」という。）に10億円の第三者割当増資を行ったが、この時点では当会社からの出資者開示請求に対し、当時の同ファンドの代表からファンドの秘匿性を理由として情報の提供が拒まれた。

その後、同年5月の定時株主総会直前に K から当時の岡崎由雄社長に面会申入れがあり、K が同ファンドの大口出資者であることが判明した。

そして、その総会（平成19年5月24日開催）においては、元筆頭株主で当時は第2位の株主が K と結び当会社側取締役選任決議案を否決し、K が推薦する6名を取締役に就任させることで、取締役会の過半数を占めるように役員構成を変え、社長は山本社長に交代した。

(2) 山本社長の経営態度

山本社長は、平成19年5月の定時株主総会において、K の要請により当会社の社長に就任するに当たり、K との間で、役員人事と資本政策の事前相談を除き、一切の経営に関する事項は、取締役会を中心とする会社体制の中で意思決定をするということで了解を取り、実際にもそのように一線を画して運営してきたとしている。

この点については、取締役らのヒアリング及び関係資料によっても首肯される場所である。取締役らの評価は、山本社長は K に必ずしも従属的ではなく、会社体制の中で、当会社の業績回復を図るべく積極経営を図っていたとするものが多かった。

(3) オカザキファンドへのその後の増資割当

平成19年8月に行われた10億円の第三者割当増資でも、オカザキファンドを引受先としている。平成20年9月の本件第三者割当増資当時には、K 及びその関係者が実質的にコントロールできる株主構成は、オカザキファンドのほか、東京平成ファンド投資事業有限責任組合1号（オカザキファンドから分離したもの）などを含め、当会社のかなりのパーセンテージに達していた状況であったと推察される。

(4) K に対する起訴事実（平成22年3月17日付け）の骨子

ここで、K に対する起訴事実の骨子を、次のとおり掲げることとする。

「K は、当会社の実質的経営者として、同社の財務及び人事等の重要な業務執行を決定するなどの職務に従事していたものであるが、当会社が平成20年9月1日に公表した第三者割当による新株式発行増資（発行価額の総額19億9998万円、発行価額1株につき金90円、払込期日平成20年9月19日）について、

第1 平成20年5月28日ころ、その職務に関し、当会社の業務執行を決定するなどの機関が株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知るや、

1 A と共謀の上、その公表前である同年6月4日から8月26日までの間、K ほか6名義で、当会社株券合計34万2000株を2726万7000円で買い付け

2 Bと共謀の上、その公表前である同年8月21日から同月28までの間、B名義で、当会社株券合計8万9000株を800万円で買い付け

第2 同年9月16日、その職務に関し、前記第三者割当による新株式発行増資につき、払込総額の約9割に相当する新株式の発行が失権することが確実に成り、…重要事実を知るや、Aと共謀の上、その公表前である同月16日から同月19日までの間、Aほか1名義で、当会社株券合計73万5000株を1億145万2000円で売り付けた。」

2 当該事件が当会社の第三者割当増資に絡んで起きた背景の調査と評価分析

(1) 第三者割当増資の目的の相当性

当会社が平成20年9月に約20億円の第三者割当増資を行うことを企図したのは、平成20年9月1日の取締役会議事録によれば、次の理由からである。

ア IT関連事業者との提携によるデジタル事業の拡大（デジタルデータのバックアップ用サーバーへの設備投資） 充当予定額7億2000万円

イ 子会社のゆるみ止めナット事業への設備投資（新工場の建設と設備の導入） 同8億3000万円

ウ 試験機事業の受託試験設備の増設 同2億1000万円

エ 事業拡大に伴う増加運転資金 同1億4000万円

当時としては、デジタル事業及びゆるみ止めナット事業は高い成長性と収益力が見込まれると考えられていた上、当会社の中核的事业である試験機事業の充実を図ることも勿論なことであり、上記企図自体を不当とすることはできない。

また、手続き的にも、平成20年2月ころから取締役会等で本件増資が議論され、コンセンサスが得られたもので、問題は見られない。

しかし、結果的には、リーマンショックの影響で約18億円が失権し、約2億円のみの増資にとどまったことにより、ゆるみ止めナット事業への設備投資（新工場の建設と設備の導入）に手取り概算額の1億9000万円全額を充当するという事になった。

(2) 増資割当先選定の顛末

山本社長としては、当初、Kとその関係者以外の出資者からの増資を検討し、平成20年4月下旬ころから5月にかけて、複数の企業、ファンド、金融機関へ出資の打診を自ら積極的に行うとともに、関係役員にも同様の取組みを指示していた（平成20年4月4日の臨時取締役会で他の取締役らに対し出資先の開拓要請をしている。）しかし、どこからも出資応諾の声はかからなかった。

山本社長は、関係企業に働きかける傍ら、Kにも増資に関する報告をした。山本社長のKへの説明は、Kが実質的な大口株主で、かつ社長就任時に資本政策については事前相談を求められている関係から、当然の所為というべきであって異としない。

そして、同年7月10日ころ、山本社長は、上記のとおり増資引受先の開拓が困難である状況下において、当会社の今後の事業展開を考えれば、資金調達を実施することは必須であると考え、Kに対し増資の引受先を探してもらうように依頼した。

結局、Kに依頼することとした背景としては、平成19年2月と同年8月にそれぞれオカザキファンドに各10億円の第三者割当増資を行い、問題がなかったこともあり、Kに対する一定の信頼感と依存性が醸成されていたのではなかっただろうか。

同年7月末日ころ、Kからオカザキファンドで20億円の増資引受け受諾の回答を受けた。そこで、その後増資スケジュールを詰め、同年9月1日に臨時取締役会で増資決議を行った。同月11日には、Kから資金調達の目処がついた旨の連絡を受けた。

ところが、同月16日にKからリーマンショックの影響によりオカザキファンド大口出資者のキャンセルの連絡があった。

これを聞いた山本社長、藤澤取締役らは他の出資者確保に動いたが、成果はなかった。

そして、払込期日である同年9月19日、最終的に2億円の払い込みがあったに過ぎず、約18億円が失権するに至った。

(3) Kに対する起訴事実との関連

Kに対する起訴事実では、前記のとおり、Kは、「平成20年5月28日ころ、当会社の業務執行を決定する機関が株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知るや、Aと共謀の上、その公表前である同年6月4日から8月26日までの間当会社株券を買い付けた」としている（なお、監査役会報告書では、5月13日ころに情報受領者の立場にあるものと位置付けている。）。

これを前提とすれば、Kは、重要事実を知った後間もなくインサイダー取引に当たる株式買付を開始したこと、その後、増資引受先が容易に見つからないことを知るや、同年7月末ころオカザキファンドが引き受けることを承諾した上、引き続きインサイダー取引を行ったということとなる。

以上の経緯を外形的に観察すれば、Kは、当会社のためではなく、もっぱら自己の利益のために行動したのであることを意味する。

当会社のKに対する信頼は見事に裏切られたということに帰す。

ただし、以上は、公判も開始されていない現段階において、起訴事実をあくまでも外形的に観察した限りの評価である。公判が開始され、証拠調べの結果起訴事実と異なる事実関係が認定された場合には、以上の評価が当を得なくなることもあり得ることを申し添える。

3 当会社及び当会社役職員の情報管理、意思決定プロセスの調査と評価分析

(1) 当会社役職員の情報管理、意思決定プロセスの問題

取締役会、監査役会等当会社の組織体制は正常に機能しており、意思決定プロセス上問題となるような点は認められなかった。

(2) 内部統制システム

会社法に定める内部統制システムの体制は整備されていると認められる。

当会社はコンプライアンス全体を統括するため、他の執行部門から独立した部門として、社長直轄の企画統制室を設置し、その下に内部統制システムの整備運用のため、内部統制管理課及び各種委員会を設置している。

情報管理のため、情報管理規程、内部者取引管理規則、内部監査規程その他の規定が整備されている（これらの規定のなかには一部実態に合わない、あるいは不備の部分もある旨監査役会報告書で指摘しているところであるが、これらはいずれも重大なものではないと認められた。）。

また、職員に対する研修では、インサイダー取引に関する講義が組み込まれている。

今回の事件に当たり、当会社監査役会では、平成22年2月28日の定例監査役会で本事件の調査開始を決定し、所要の調査を行った上、同年3月17日には第1次報告書をまとめている。これも、当会社の内部統制システムがよく機能していることを物語るものといえよう。

(3) 当会社役職員のインサイダー取引への関与の有無

当会社役職員の関与の可能性（Kのインサイダー取引への何らかの関与等）については、本件調査にあたり慎重かつ意識的に調査したが、懸念すべき点は認められなかった。

(4) Kの当会社株式大量買付け阻止の可能性

Kによるインサイダー取引とされる平成20年6月4日以降の当会社株式買付けは、当会社側において事前に予測できる状況になく、これを阻止することは困難であったと認められる。

当会社「内部者取引管理規則」第8条は、第1項において「当社の役員は、その職務に関し知った当社等の重要情報は、業務遂行上必要がある場合を除き、他に伝達してはならない。」、

第2項において「業務遂行上の必要に基づき当社等の重要情報を他に伝達した場合には、情報管理責任者等に伝達した相手方およびその内容をすみやかに報告しなければならない。」とした上で、第3項において「前項の伝達した相手方に対しては、当該情報が重要情報である旨を告げ、他に伝えないよう依頼する。」と規定しているところである（第10条で職員に対しても同様の規定を置いている。）。

そこで、Kが重要情報の受領者で、当会社役員らがKに対し、当該情報が重要情報である旨を告げ、他に伝えないよう依頼する責務を忠実に履行していたかが問題となる。

まず、Kが重要情報の受領者に該当するかであるが、前記のとおり、Kに対する起訴事実では、Kの立場を、「当会社の実質的経営者として、同社の財務及び人事等の重要な業務執行を決定するなどの職務に従事していた者」としている。これに対し、当会社では、Kが「実質経営者」との新聞報道がなされたのに対し反論し（平成22年2月24日付けTDnet等）、監査役会報告書でも、経営者ではなく「情報受領者」との位置付けをしているところである。当委員会の調査の結果によっても、当会社役員らは経営に関しKと一線を画していたことが認められるので（前記第3、1（2）参照）、Kは「情報受領者」の立場にあったものと解するのが相当であると思料する。なお、この点は、内部者取引管理規則の適用の是非の観点からの判断であり、Kの刑事裁判における事実認定と直接関係するものではないことを申し添える。

そこで、当会社役員らがKに対し、内部者取引管理規則第8条第3項記載の責務を果たしていたかであるが、当委員会の調査によっても、当会社役員らがKに対し、増資事実が重要情報であり、他に伝えないように依頼した事実は認めることができない。しかし、当会社役員らにおいて、Kと増資の引受け先の話を進めるなかで、増資事実が重要情報であることは自明であり、改めて確認するまでもないと考えたことは推測に難くないところであり、酌量の余地がないわけではない。

しかし、再発防止策上、内部者取引管理規則第8条第3項は厳格に遵守されるべきである。監査役会報告書も同条項の厳格運用のあり方に言及しているが、再発防止策の観点からすれば、インサイダー取引対策に毅然と取り組むという姿勢を保持することは意味あることであるので、監査役会報告書の趣旨を尊重したい。

(5) 平成20年9月16日直後の重要情報公表の可能性及び監査役会への報告の有無

平成20年9月16日、Kからリーマンショックの影響で大口投資家からキャンセルの連絡があった旨の連絡を受け、一部失権の恐れが生じた後、それについての公表は同月19日に至ってなされたが、その間に（すなわち9月16日から19日まで）Kはインサイダー取引の売付けを行っている。そこで、失権の公表をもっと早く9月16日の段階で行っていたら、Kによるインサイダー取引の一部を防げたのではないかとの問題がある。

この点については、委員の間でも議論があったところであるが、結論としては、キャンセル後も山本社長、藤澤取締役などは他の出資者の確保に動いた事実があり、どの程度の失権が生じるかが不確定な要素もあったこと、Kがインサイダー取引を行うことの予測ができなかった状況であったことなどを併せ考え、確定的な失権事実の開示が19日に至ったのはやむを得なかったものと思われた。

また、会社法第357条は「①取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない。②監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中、「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。」と規定している。この規定は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を早急に監査役会に知らせ、監査役会から助言、指導、勧告を受けることにより、損害を回避し、会社及び株主等の保護を図ることを目的とするものである。増資が予定どおり行われず大部分が失権するという事態は、会社の事業運営にも影響し、信用にも関わることであり、報告事項に該当する。

この点について、常勤監査役細野幸男氏は、9月16日の段階で、山本社長から、リーマンショックにより大口出資者のキャンセルが出て、大幅な失権が予想されるので、新たな出資者を探さなくてはならないとの話を聞いたと述べているので、監査役会への報告はなされたものと解することができる。当会社取締役会社に会社法第357条の違反はないものと思料される。

第4 上記2及び3の結果を踏まえた改善事項の指摘

1 増資割当先の基準の明確化

前記のとおり、山本社長は、当初、Kとその関係者以外の出資者からの増資を検討し、平成20年4月下旬ころから5月にかけて、複数の企業、ファンド、金融機関へ出資の打診を自ら積極的に行うなどしていたが、増資引受先の開拓が困難な状況であったところから、同年7月10日ころに至り、Kに対し増資の引受先を探してもらうように依頼した。山本社長の判断は、Kがインサイダー取引を行っている最中であるなどはまさか予想できなかったであろうこと、及び当会社を取り巻く当時の諸情勢を考えれば、やむを得なかったものと認められる。

とはいえ、その経緯をみると、増資割当先の選定の基準について事前に明確に定めていなかったことを意味するものでもあり、適当であったとは言えない。

「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「規程」という。）等の一部改正（平成21年8月24日施行）が、投資者が安心して投資できる環境の整備のひとつとして、第三者割当への対応のあり方を定めた。

その中で、上場会社が第三者割当を行う場合で、希釈化率が25%以上となる時、又は支配株主が異動する時は、原則として、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認の手続きを経ることを求めている（規程432条、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）435条の2）。

また、割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容、払込金額の算定根拠及びその具体的な内容等について適時開示が求められた（規程402条、施行規則402条の2）。

さらに、割当先が反社会勢力との関係がないことを示す確認書を作成後直ちに提出することが求められた（施行規則417条第1号g）。

このような規程改正の状況にもかんがみ、今後、増資割当先の選定の基準の明確化はますます重要になってきているといえるので、当会社としても十分配慮すべきである。

2 投資ファンドへの対応の仕方

投資ファンドは、その性質上出資者構成がかなりの程度秘匿されるため、信頼性についての判断が難しい面がある。投資ファンドが当会社の株主となることを法的に排除することができない以上、当会社に関わりを有するに至った投資ファンドがいかなる出資者構成か、また、コンプライアンス上問題となるような行動がないかどうかなど当該ファンドの実態を絶えず調査、監視することを怠ってはいけぬ。

上記有価証券上場規程等の一部改正に先立ち、平成21年5月21日付け改正に係る「会社情報適時開示ガイドブック2009年版」（改訂第6版）において、第三者割当先がファンドである場合には、ファンドの名称、出資の総額、業務執行組合員の概要等とともに、出資者、出資比率、出資者の概要等をも記載することとされた。

このように、現在、企業がファンドに対して第三者割当を行うには、ファンドの実態を開示する必要が求められている。

この投資ファンドの実態把握は、第三者割当増資に際してのみならず、平時においても、怠ってはならないというべきである。

3 優良株主の確保

当会社の沿革をみるに、大正12年3月創業、試験機事業では長い実績を有し定評を博している伝統のある会社である。取引先も、輸送用機器関連、機械・電気機器産業など、多数の大手優良企業を有している。ゆるみ止めナット事業もこれから有望視される事業と見てよい。

現在のような投資ファンドをもって主要な株主構成とする現状を打破し、これら優良企業により多く当会社の株主の地位を担ってもらうことが、当会社の安定経営とイメージアップに結びつくことは言うまでもない。

そのためには、まずもって当会社の業績を向上させることが肝要である。それは一朝一夕には実現できず、長い道程を要するかもしれないが、背伸びせず、地道、着実に、かつ積極的な姿勢で事業を継続、発展させることが肝要であると考え。当会社関係者の不断の努力を求めたい。

4 情報受領者に対する情報管理態勢、その他社内規定の遵守対策

情報受領者に対する情報管理態勢については、先に指摘したとおり、内部者取引管理規則第8条第3項を厳格に遵守すべきである。その他社内規定の遵守対策については、監査役会報告書に譲ることとする。

以 上